

No. 9	平成6（1994）年 筑後川水系の渇水	
主要河川名	筑後川	
関係都道府県	福岡県、佐賀県	
取水制限	平成6年7月7日～平成7年6月1日	329日間

1. 渇水の概要

1.1. 経緯

平成6年の江川ダム地点の5月、6月、7月及び8月の降水量は平年値の47%、41%、13%及び16%と少なかった。このため、江川ダム及び寺内ダムからの補給による両ダムの貯水率は低下し、長期間にわたり取水制限が実施された。

7月7日に第1次調整として10%の取水制限が開始された。取水制限は、平成6年8月23日から最大制限率（上水50%、工水30%、農水79%）まで強化された。

江川・寺内ダムの貯水率低下にともない、松原・下釜ダムの発電用水の緊急利用等が行われたものの、9月26日に寺内ダムの利水容量は枯渇し、一時的に同ダムの堆砂容量内の貯留水が緊急利用された。その後も様々な措置が講じられたものの、福岡市等では長期間にわたる時間給水を余儀なくされた。

取水制限はその後、降雨による制限率の緩和や一時的な解除を経て、最終的に平成7年6月1日に全面解除された。

1.2. 影響のあった水道事業体

都道府県	事業体名	水源名	影響を受けた内容
福岡県	福岡市	筑後川等	23:00～5:00 断水（H6/8/4～H6/8/19）
			23:00～5:00 断水（H6/8/19～H6/9/1）
			減圧給水（給水時間中 3.0kgf/cm ² →2.8kgf/cm ² ） （給水制限時間中 0.5kgf/cm ² →0.1kgf/cm ² ）
			22:00～10:00 断水（H6/9/1～H6/10/26）
			23:00～7:00 断水（H6/10/26～H7/5/3）
			0:00～6:00 断水（H7/5/3～H7/5/31）
	福岡県南広域水道企業団	筑後川	取水制限（H6/7/12～H7/5/1）40%
		筑後川	給水制限（H6/7/12～H7/5/1）40%
	福岡地区水道企業団	筑後川	取水制限（H6/7/8～H7/5/31）55%
		筑後川	給水制限（H6/7/8～H7/5/31）55%
	大牟田市	福岡県南広域水道企業団	送水制限（H6/7/12～7/17）5%
			送水制限（H6/7/18～7/26）10%
			送水制限（H6/7/27～8/9）15%

			送水制限 (H6/8/10～8/24) 25% 送水制限 (H6/8/25～H7/2/28) 40% 送水制限 (H7/3/1～3/31) 30% 送水制限 (H7/4/1～4/30) 27%
			大牟田市上水道減圧給水 (H6/7/1～11/30)
	久留米市	筑後川	取水制限 (H6/7/12～H7/5/30) 15%
		福岡県南広域水道企業団	給水制限 (H6/7/12～H7/5/1) 40%
	八女市	福岡県南広域水道企業団	給水制限 (H6/7/12～H7/5/1) 35%
	筑後市	福岡県南広域水道企業団	給水制限 (H6/7/13～H7/5/31) 40%
	大川市	福岡県南広域水道企業団	給水制限 (H6/6/7～H6/6/10) 16%
	三井水道企業団	福岡県南広域水道企業団	送水制限 (H6/7/8～H7/6/1) 40%
		山神水道企業団	送水制限 (H6/7/20～H7/5/15) 50%
	筑紫野市	福岡地区水道企業団	取水制限 (H6/8/22～H7/6/30) 15%
		山神ダム (筑後川水系山口川)	取水制限 (H6/8/22～H7/6/30) 15%
		水呑ダム (筑後川水系山中川)	給水制限 (H6/8/22～H7/6/30) 15%
	宇美町	福岡地区水道企業団	送水制限 (H6/7/8～H7/5/31) 10%～55%
	須恵町	福岡地区水道企業団 須恵ダム	22:00～6:00 減圧給水 (H6/8/22～H6/9/11) 22:00～8:00 断水 (H6/9/12～H6/10/3) 22:00～6:00 断水 (H6/10/4～H6/12/25、H7/1/10～H7/5/11)
	粕屋町	福岡地区水道企業団	22:00～6:00 減圧給水 (H6/7/15～H6/7/31) 22:00～6:00 断水 (H6/8/26～H6/11/4)
	山神水道企業団	山神ダム (筑後川水系山口川)	送水制限 (H6/7/20～H6/8/14) 10%
			送水制限 (H6/8/15～H6/8/23) 30%
			送水制限 (H6/8/24～H6/9/5) 40%
			送水制限 (H6/9/6～H7/5/9) 50%
			送水制限 (H6/5/10～H7/5/14) 20%

佐賀県	佐賀東部水道企業団	筑後川	減圧給水 (H6/8/10～H6/8/25、H6/9/21～H7/5/31) 22:00～10:00 断水 (H6/8/26～28、8/30～9/5、9/12～15)
-----	-----------	-----	--

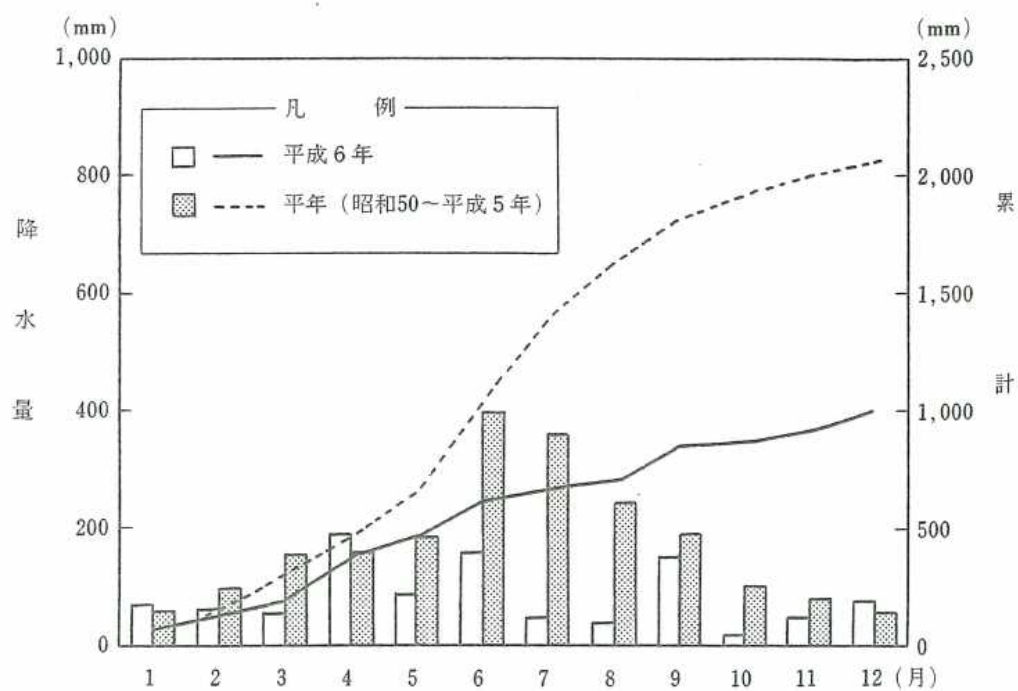
1.3. 主要な河川位置図



主な利水現況・計画

(出典：国土交通省九州地方整備局筑後川ダム統合管理事務所 HP)

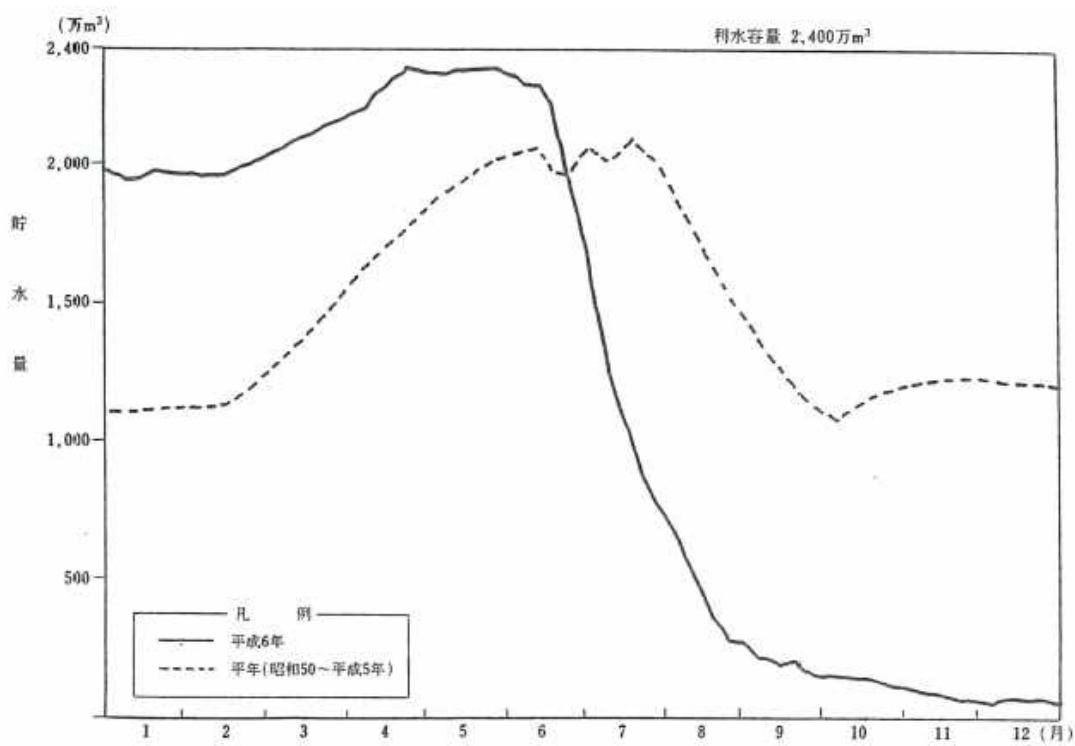
1.4. 主要な水源の状況



(注) 国土庁調べ

降水の状況 (江川ダム地点)

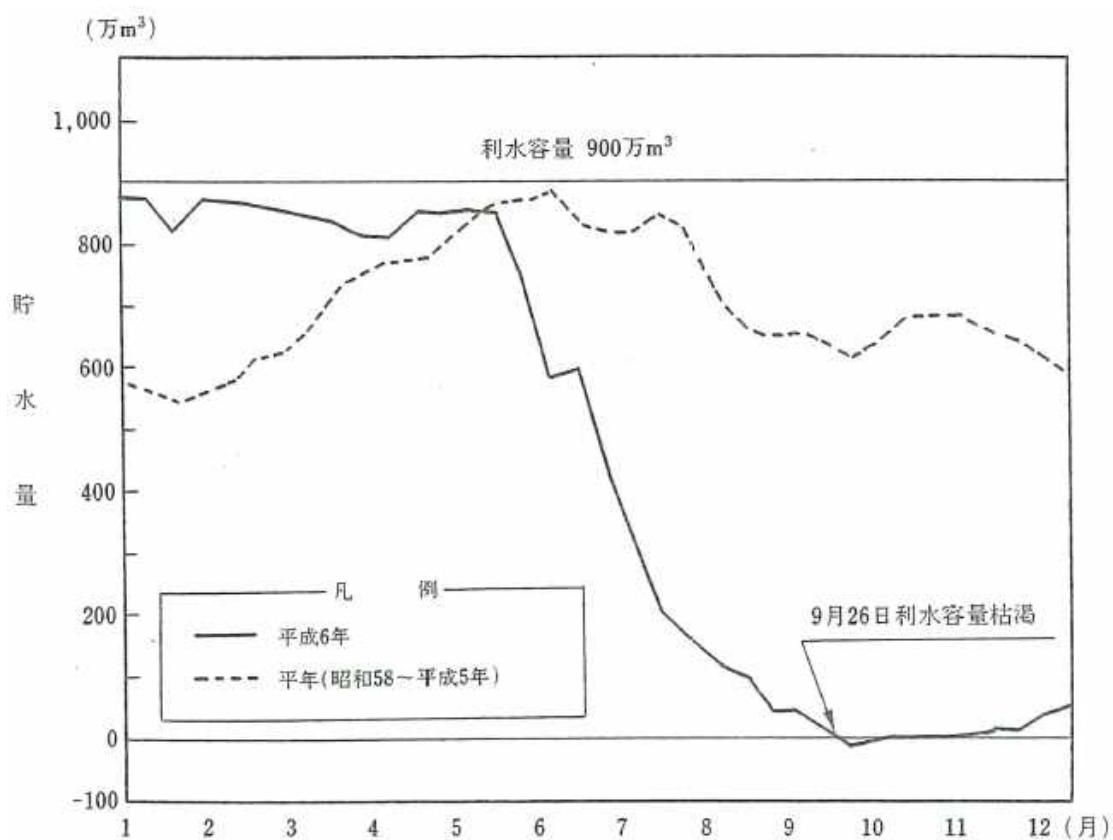
(出典：日本の水資源 (平成7年版) 国土庁)



(注) 国土庁調べ

江川ダム (筑後川水系) 貯水量図

(出典：日本の水資源 (平成7年版) 国土庁)



(注) 国土庁調べ

寺内ダム（筑後川水系）貯水量図
(出典：日本の水資源（平成7年版） 国土庁）



少雨で干上がったダムの様子
(出典：福岡地区水道企業団HP)



寺内ダム（平成6年渇水）
(出典：筑後川水系河川整備基本方針 国土交通省)

2. 渇水調整状況

2.1. 渇水調整組織

名称	筑後川水系渇水調整連絡会
構成メンバー	(委員) 九州地方建設局長、同 河川部長、同 河川情報管理官、九州通商産業局総務企画部長、同 公益事業部長、九州農政局計画部長、水資源開発公団筑後川開発局長、福岡県水資源対策局長、同 土木部長、同 環境部長、同 農政部長、同 水産林務部長、佐賀県企画県民部長、同 土木部長、同 環境政策局長、同 商工労働部長、同 農林部長、同 水産局長、熊本県企画開発部長、同 農政部長、同 土木部長、大分県水資源・土地対策局長、同 農政部長、同 土木建設部長 (幹事) 九州地方建設局河川部長、同 水政調整官、同 河川情報管理官、同 水政課長、同 河川調整課長、同 河川管理課長、同 筑後川工事事務所長、同 筑後川ダム統合管理事務所長、九州通商産業局産業立地課長、同 発電課長、水資源開発公団筑後川開発局次長、同 管理課長、同 調査設計課長、同 筑後大堰管理所長、同 寺内ダム管理所長、同 両筑平野用水管理所長、福岡県計画課長、同 河川課長、同 水道整備室長、同 農地計画課長、同 水産振興課長、佐賀県企画調整課長、同 河川砂防課長、同 生活衛生課長、同 新産業情報課長、同 農村計画課長、同 漁政課長、熊本県水資源開発室長、同 農地建設課長、同 河川課長、大分県水資源・土地対策局次長、同 耕地課長、同 河川課長
開催状況及び渇水調整方法	【平成6年】 <u>7/7 第1次調整</u> - 概ね10%を目標とした取水制限を早急に実施 - 取水制限対象地域は、筑後大堰上流から夜明ダムまで <u>7/15 第2次調整</u> 20%以上の取水制限を、7/18より実施 - 福岡地区水道企業団と福岡県南広域水道企業団は合わせて20% <u>7/22 第3次調整</u> - 水資源開発施設より取水している利水者（以下、ダム等利水者）は全体で40%の取水制限を7月27日より実施、自流取水している利水者は20%以上の取水制限を継続 - 筑後川下流農業用水への大堰からの緊急放流について検討開始 7/26 筑後川下流農業用水地域への第1回緊急放流（筑後大堰） ※河川水位の低下により、下流域でアオ取水（塩水遡上した河川において海水よりも軽い河川表面の淡水を取水すること）が困難になったため、緊急放流を実施 <u>8/8 第4次調整</u> - 福岡市からの応援貯留水（200万m^3）を活用した福岡地区水道企業

	団、福岡県南広域水道企業団、両筑土地改良区の総合運用を 8/10 より実施 ・ダム等利水者は、全体で 55%の取水制限を 8/10 までに実施、自流取水している利水者は 20%以上の取水制限を継続 8/16 筑後川下流農業用水地域への第 2 回緊急放流（筑後大堰） 8/19 <u>第 5 次調整</u> ・江川・寺内ダムの鳥栖市容量、寺内ダムの不特定容量、筑後大堰の容量を活用した 3 水道企業団（福岡地区水道企業団、福岡県南広域水道企業団、佐賀東部水道企業団）及び両筑土地改良区の総合運用を 8/23 より実施 ・ダム等利水者は、全体で 63%の取水制限を 8/23 までに実施、自流取水している利水者は 20%以上の取水制限を継続 8/21 筑後川下流農業用水地域への第 3 回緊急放流（筑後大堰） 8/31 <u>第 6 次調整</u> ・筑後大堰の貯留量、松原・下室ダムの堆砂容量のうち 250 万 m³、寺内ダムの堆砂容量のうち 100 万 m³、甘木市上工水貯留量のうち 20 万 m³を活用した 3 水道企業団及び両筑土地改良区の総合運用を 9/1 より実施 ・取水制限は第 5 次調整を継続 9/5 筑後川下流農業用水地域への第 4 回緊急放流（筑後大堰） 10/5 <u>第 7 次調整</u> ・松原、下茎ダムの貯留量の放流は当面の間保留とする ・3 水道企業団は、10/6 より暫定的に自流取水 ・取水制限は第 5 次調整を継続 10/25 <u>第 8 次調整</u> ・3 水道企業団は、当分の間自流取水を継続 ・ノリ加工用水（水道水を使用）として、松原・下茎ダム不特定容量のうち、100 万 m³を 11/1 より活用 ・取水制限については第 7 次調整と同様とするが、ノリ加工水の緊急放流分については、関係する水道企業団の取水制限後の取水量に上乗せする ・ノリ栽培の栄養塩不足に対して、必要時に松原・下茎ダム不特定容量を活用することを決定 12/13 <u>第 9 次調整</u> ・第 2 次ノリ加工用水として、松原・下室ダム不特定容量のうち 200 万 m³を 12/14 より 2 月末まで活用 ・3 水道企業団の年末年始用水として筑後大堰貯留水の 86 万 m³を活用し 12/28 の 9 時から 1/4 の 9 時まで緊急取水
--	--

	【平成 7 年】 <u>1/24 第 10 次調整</u> ・江川ダムに水源を持つ甘木市と福岡市は、寺内ダム貯留水を水源とした総合運用を 1/25 から 2/28 まで実施、両市の江川ダム貯留水は総合運用水に繰り入れ ・有明海の栄養塩対策として、松原・下室ダムからの緊急放流の検討を開始 1/28～2/6 及び 2/11～2/21 第 5 回緊急放流（松原・下室ダム） ・有明海の栄養塩対策のため、ノリ養殖用水として松原・下室ダムから 2,000 万 m³放流 <u>2/21 第 11 次調整</u> ・江川ダムに水源を持つ甘木市と福岡市は、3/1 から 3/31 まで寺内ダム貯留水の一部を水源とする総合運用を継続 ・3 水道企業団の春期使用水量の増加に対応するため、筑後大堰貯留水を活用した暫定取水を 3/1 から 4 週間実施 <u>3/30 第 12 次調整</u> ・甘木市は寺内ダム、福岡市は松原・下室ダムの貯留水の一部をそれぞれ水源として、4/1 から 4/30 まで総合運用を実施 ・3 水道企業団は、4 月期の使用水量増に対応するため、筑後大堰より 4/30 まで暫定取水を実施。なお、不足分は松原・下室ダムを利用 ・江川・寺内・合所・山神ダムは、松原・下室ダム放流水を振替として 4/30 まで特別貯留を実施 <u>4/28 筑後川水系渇水調整連絡会（第 13 次調整）</u> ・第 12 次調整を 5/31 まで継続して実施 <u>5/26 筑後川水系渇水調整連絡会（第 14 次調整）</u> ・6/1 午前 9 時から筑後川水系関係利水者の取水制限を解除 6/1 給水制限解除
	設置要項等
	筑後川水系渇水調整連絡会規約

※構成メンバーに記載の組織名称は、平成 7 年 4 月 28 日現在の設置規程に基づく名称

3. 渇水対応状況

3.1. 水道事業体における給水制限等の状況

3.1.1. 福岡県

(ア) 渇水対応の経過及び給水制限（減圧給水を含む）の状況

事業体名	期間	内容
福岡市	H6/7/6	九州地方建設局及び福岡県、渇水対策本部設置
	7/11	福岡市節水推進本部設置 <u>貯水率 69.64%</u>
	7/18	福岡市節水推進本部 幹事会
	7/20	福岡市渇水対策本部 設置 <u>貯水率 58.27%</u> ・水管理センターによる減圧強化
	7/25	福岡市渇水対策本部 幹事会
	7/26	福岡市渇水対策本部 幹事会
	8/4	第1次給水制限(23:00～5:00 断水) <u>貯水率 47.54%</u>
	8/16	福岡市渇水対策本部会議 ・第2次給水制限について
	8/19	第2次給水制限(23:00～5:00 断水及び減圧) <u>貯水率 31.72%</u>
	8/26	福岡市渇水対策本部会議 ・第3次給水制限について
	9/1	第3次給水制限(22:00～10:00 断水) <u>貯水率 25.05%</u>
	10/25	福岡市渇水対策本部会議 ・第4次給水制限について
	10/26	第4次給水制限(23:00～7:00 断水) <u>貯水率 29.03%</u>
	12/28	年末年始の第4次給水制限一時中断 <u>貯水率 18.75%</u> (12/28～1/4 全面給水)
	H7/5/2	福岡市渇水対策本部会議 ・第5次給水制限について
	5/4	第5次給水制限(0:00～6:00 断水) <u>貯水率 50.44%</u>
	5/26	福岡市渇水対策本部会議 ・給水制限解除について
	6/1	給水制限解除 <u>貯水率 68.70%</u>
	7/5	福岡市渇水対策本部解散・節水推進本部設置 <u>貯水率 86.58%</u>
福岡県南 広域水道 企業団	H6/7/6	渇水対策本部設置
	7/12～	制限率 5% 目標取水量 87,400 m ³ /日(第1次調整) (7/12より、責任水量制度を凍結)

	7/18～	制限率 10% 目標取水量 84,330 m ³ /日 (第2次調整)
	7/27～	制限率 15% 目標取水量 79,645 m ³ /日 (第3次調整)
	8/10～	制限率 25% 目標取水量 70,275 m ³ /日 (第4次調整) (8/10、利水ダムでの企業団の持ち分水量は0になる)
	8/22～	蛇口節水率 25%達成を目標とする
	8/25～	制限率 40% 目標取水量 56,220 m ³ /日 (第5次調整)
	10/5～	取水制限は第5次調整を継続 (10/6より自主取水開始)
	10/25～	取水制限は第5次調整を継続 ただし、ノリ加工用水として、16,600 m ³ /日を別途取水 (11/1より責任水量制度を再開) 目標取水量 72,820 m ³ /日
	12/13～	取水制限は第5次調整を継続 ただし、ノリ加工用水として、16,600 m ³ /日を別途取水 目標取水量 72,820 m ³ /日
	12/28～31	最大取水可能量 91,000 m ³ /日
	H7/1/1～3	最大取水可能量 85,000 m ³ /日
	1/24～	取水制限は第5次調整を継続 ただし、ノリ加工用水として、16,600 m ³ /日を別途取水 目標取水量 72,820 m ³ /日
	3/1～	取水制限 10%緩和 制限率 30% 目標取水量 65,600 m ³ /日 (第11次調整)
	4/1～	取水制限 3%緩和 制限率 27% 目標取水量 68,500 m ³ /日 (第12次調整)
	5/1～	第12次調整は継続するが、実質制限解除となる
	6/1～	取水制限解除
	7/5	渇水対策本部解散
福岡地区 水道企業 団	H6/7/6	渇水対策本部設置
	7/8	取水・送水制限 10%
	7/18	取水・送水制限 30%
	7/27	取水・送水制限 50%
	8/23	取水・送水制限 55%
	12/28	取水・送水制限 0%
	H7/1/4	取水・送水制限 55%
	3/1	取水・送水制限 45%

	4/1	取水・送水制限 42%
	6/1	取水・送水制限 解除
	7/5	渇水対策本部解散
大牟田市	H6/7/1	減圧弁、圧力制御操作による水压減
	7/8	プール換水抑制を行政及び関係団体へ文書依頼
	7/12	受水制限 5% 0.5～1.0kg/cm ² の減圧
	7/14	甘木→延命一部切替 受水制限 10%
	7/16	取水制限の強化を想定し、清里地下水取水について通常 18 時間運転体制を 24 時間での運転試行開始（7/16～7/21）
	7/25	大牟田市水道局渇水対策本部設置
	7/27	甘木→延命一部切替 受水制限 15%
	7/29	大口利用者（38 業者）への節水協力依頼文書発送
	8/9	甘木→延命一部切替 受水制限 30%（5%自主制限）
	8/11	県南企業団構成団体で平均 25%取水制限を守るためには 4,000 m ³ /日が不足するため、団体内の調整を図る必要性から 30%の自主制限を実施
	8/15	菊池川工業用水 50%取水制限実施
	8/16	市内学校プールの使用中止を文書で依頼
	8/18	三井鉱山（株）より諏訪川取水全面中止の申し入れを受けたが、協議の結果現状の 50%減で了承
	8/19	菊池川取水制限 30%カットを検討するように申し入れを受ける（回避）された
	8/27	市営プール全面閉鎖
	8/29	夜間水道禁止（自主節水）の実施
	9/6	菊池川工業用水取水制限解除
	9/28	夜間水道使用禁止（自主断水）の解除
	11/2	減圧弁、圧力制御装置操作による水压減の復元 延命→甘木切替通常給水
	H7/6/1	大牟田市水道局渇水対策本部解散
筑後市	H6/7/11～	学校プール水の節水要請
	H6/7/13～ H7/5/31	配水圧力の減圧給水（12%減圧）
	H6/7/15～ H6/7/29	広報車による節水呼びかけ

	H6/7/15～	筑後市渇水対策本部設置
	H6/7/15～	自己水源（地下水）の増量
大川市	H6/7/8	学校プール給水について協力依頼
	7/11～	節水広報（広報車 3 台、官公庁等へ文書依頼等）
	7/12～	給水制限（6.2%）
	7/14	配水ポンプ吐出圧力減圧（第 1 回）
	7/18	大川市渇水対策本部設置・節水ビラ、渇水ビラ全世帯配布（区長→各家庭）
	7/18	配水ポンプ吐出圧力減圧（第 2 回）
	7/18～	給水制限（10.6%）
	7/21	市内学校プール給水停止
	7/27～	給水制限（15.5%）
	8/24～	夜間自主断水
三井水道 企業団	H6/7/12	大口需要に対し節水要請（45 団体）
	7/13	渇水対策本部設置
	7/14	幹事会開催
	7/15	減圧給水 4.7 kg/cm ² ⇒4.0 kg/cm ²
	7/20	構成団体へプールの使用中止を要請
	不明	大保水源地稼働（最大 1,000m ³ /日（予備水源））
	8/5	第 2 次減圧給水 4.0 kg/cm ² ⇒3.7 kg/cm ²
	8/10	幹事会（節水ビラ送付決定）
	8/15	第 3 次減圧給水 3.7 kg/cm ² ⇒3.5 kg/cm ² 末端圧 1.0 kg/cm ²
	8/25	幹事会（夜間自主断水ビラ送付、節水給食要請決定） 第 4 次減圧給水 3.5 kg/cm ² ⇒3.3 kg/cm ² 末端圧 0.7 kg/cm ²
	8/26	夜間自主断水ビラ送付、構成団体へ節水給食要請
	8/30	夜間自主断水開始
	H7/5/11	夜間自主断水解除
須恵町	H6/7/18	須恵町渇水対策本部設置
	7/28	第 2 浄水場系統 弁調整
	8/5	佐谷浄水場系統 弁調整

	8/22～9/11	8 時間減圧 (80%) 22 時～6 時
	9/12～10/3	10 時間断水 22 時～8 時
	10/4～12/25	8 時間断水 22 時～6 時
	12/26～ H7/1/9	断水解除 年末・年始 14 日間
	1/10～5/11	8 時間断水 22 時～6 時
	5/12～5/31	自主断水 (節水) 0 時～6 時
	6/1	断水解除
	7/5	渇水対策本部解散
粕屋町	H6/7/1	粕屋町渇水対策本部設置
	7/12	第 1 回粕屋町渇水対策本部会議
	7/15	第 2 回粕屋町渇水対策本部会議
	7/15	バルブ調整による減圧給水 (～7 月 31 日)
	7/21	第 3 回粕屋町渇水対策本部会議
	7/25	第 4 回粕屋町渇水対策本部会議
	8/22	第 5 回粕屋町渇水対策本部会議
	8/26	22 時～翌 6 時まで夜間断水 (～11 月 4 日)
	10/6	第 6 回粕屋町渇水対策本部会議
	10/31	第 7 回粕屋町渇水対策本部会議
	H7/7/5	粕屋町渇水対策本部解散

(イ) 渇水による市民生活への影響

事業体名	対応
福岡県	各種イベント (火災訓練等) の中止、水不足倒産等が県内で発生
福岡県南広域水道企業団	構成団体において減圧給水などが行われた
福岡地区水道企業団	構成団体 20 団体のうち、18 団体が給水制限を実施。時間断水実施団体は 14 団体。
大牟田市	夜間水道使用禁止 (自主断水) H6.8.29～H6.9.27
久留米市	減圧給水 (最大 60%) を行った。
八女市	減圧給水を行った
筑後市	減圧給水における影響 影響人口 10,500 人 (3,000 世帯) (H6/7/13～H7/5/31)
大川市	節水協力依頼、赤水、減圧
三井水道企業団	減圧給水に伴うピーク時の出水不良
大野城市	夜間断水を実施したことにより、住民が日中事前対応する必要がある

	あることから、住民生活に大きな影響を与えている
宇美町	期間中、年末年始を除き夜間断水となった
須恵町	町内の給水人口 23,250 人（7,227 世帯）が断水

(ウ) 影響緩和のために実施した主な対策

事業体名	対応
福岡県	生活関連物資等に対する対策（価格動向調査等）、大口需要者への節水協力等
福岡市	・水資源開発の促進や渇水への緊急措置等に関する国等への要望活動 ・大口需要者への節水依頼 ・受水槽を設置している共同住宅等に対し節水の協力及び施設管理等について協力要請 ・噴水、散水、洗車等の冗水型用途並びにプール使用の規制 ・市域内河川からの緊急取水
福岡県南広域水道企業団	構成団体において節水 PR のビラの配布などが行われた
大牟田市	H6/7/1 減圧弁、圧力制御装置操作による水減圧 7/8 プール換水抑制依頼 7/15、7/27 福岡県南広域水道企業団作成節水 P R ビラを市民へ配布 7/16～7/21 清里地下水取水について通常 18 時間運転体制から 24 時間での運転試行開始 7/19 プール換水全面中止依頼 7/29 大口利用者への節水協力依頼 8/16 市内学校プールの使用中止依頼 8/29 市営プール全面閉鎖
久留米市	・官公署、医師会、歯科医師会 及び 学校、保育園のプール使用に対し節水を要請 ・大口利用 200 社へポスター配布により節水を依頼 ・新聞広告による節水協力の呼びかけ
筑後市	自己水源（地下水）の増量
三井水道企業団	予備水源の活用(最大 1,000m ³ /日)
筑紫野市	小中高のプールの使用禁止(7/18～8/30)
大野城市	大口使用者に対する節水協力要請文書送付 市内大型店舗での店内一斉放送の実施 節水コマの無料配布

	行政区長に対して節水協力要請 庁内及び関係団体への節水呼びかけ 代替水源の確保（４箇所のボーリング調査） 市民に対しての節水広報（広報車） 節水チラシの全戸配布
志免町	・プールの使用中止 ・町有施設の節水コマ点検 ・大口需要者への節水依頼
須恵町	福岡地区水道企業団からの受水量の配分を調整（H6/10/19～H7/3/31の間、新宮町分 300 m ³ /日、古賀町分 300 m ³ /日を須恵町に配分）
粕屋町	・大口需要者への節水のお願い ・町内小学校児童を通じ各家庭に節水コマの配布

（エ）渇水時の広報事例

事業体名	対応
福岡県	（１）節水 PR 街頭キャンペーン（６回） ・ちらし入り水きりパック配布 （２）新聞広告掲載 ・H6. 7. 17（５紙）県の水事情と節水についての特集 ・H6. 7. 18, 19（４紙）「節水５か条」、「水の週間」の周知 ・H6. 8. 21（５紙）「節水５か条」掲載 ・H6. 12. 28（４紙）県民に一層の節水意識の啓発を図る広告 （３）TV スポットCM ・7月下旬～8月上旬 県広報番組の中でのスポット放送 ・8/6～12 民放５局で計 152 回 （４）ポスター、ちらし ・（7月上旬）節水意識の啓発および水の週間の周知を目的として国土庁及び県で作成したポスター２種を①市町村、関係機関、県内金融機関等に配布、②県内の公共交通機関の主要駅への張出し ・（8月上旬）「節水５か条」を中心とした内容の A4 判のちらしを県内各学校・二企業・消費者団体等に配布 ・（9月上旬）児童、生徒を対象に節水意識の啓発を目的として作成したポスターを県内の全小・中・高校に配布 （５）懸垂幕 ・常時県庁舎行政棟もしくは吉塚合同庁舎に掲示：「水は貴重な資源 水を大切に!! 福岡県渇水対策本部」

福岡市	(1) チラシ等による広報 ・水事情や節水方法を紹介した水道局だよりの全世帯に配布 ・各区の町世話人を通じて節水方法の回覧、市政だよりに水源状況を掲載 ・小中学校、高等学校の児童・生徒に配布 ・区役所ロビーや営業所窓口に節水チラシを設置 (2) ポスター掲示 ・大口需要者や金融機関等に発送し、掲示依頼 ・平成 7 年 3 月には転入者対策としてポスター及びチラシを製作し、不動産会社や各区役所の窓口に設置。同時に大口需要者や金融機関に対しても掲示を依頼 (3) 街頭キャンペーン ・各区繁華街で街頭キャンペーンを実施 (6 回) ・福岡市渇水対策本部に加えて、各区市民 (市民会議) も参加するという行政と市民が一体となったキャンペーンを実施 (4) 節水に関する市民会議の活動 ・各区に市民によって節水に関する市民会議が設置された ・水事情を認識するために勉強会や施設見学会を実施 ・その他、市民へのチラシを製作し、町世話人を通じて全世帯に配布するなど、区ごとに自主的に対策を講じた (5) 節水強調週間 ・「さらに 1 人 1 日バケツ一杯 (10 ℓ) の節水」をキャッチフレーズに 3/13~3/19 を「節水強調週間」とし、広報車の台数を増加し、街頭キャンペーンも 2 回実施 ・3 月 18 日実施の中央区天神での街頭キャンペーンは、市民に節水宣言書への署名をお願いし、市民一人一人の節水に対する決意を新たにしてもらうというキャンペーンを実施 (6) 施設等の活用 ・福岡ドームやイムズビルの大型映像を活用した PR をはじめ、天神毎日会館と博多駅筑紫口での文字放送や、春休みからゴールデンウィークにかけて、映画館で節水 CM を上映 ・地下鉄構内や天神地下街において放送による PR を実施 (7) キャンパスキャンペーン ・タレント 2 名を起用し、「節水部員募集中」と銘打って、市外から転入する大学生を対象にキャンペーンを実施 (8) その他の広報 ・テレビやラジオの福岡市広報番組内での節水呼びかけ ・広報車に「節水にご協力を」の車上看板と「ダムはピンチ」
-----	---

	のステッカーを取り付けての巡回 ・「節水にご協力を」「給水制限時間中水道は絶対に使わないで」のステッカーを事業所等に配布
福岡県南広域水道企業団	節水ビラ配布
大牟田市	H6/7/7 節水PR立て看板設置 7/8 広報車市内巡回による節水依頼 7/15、27 福岡県南広域水道企業団作成節水PRビラ配布 7/20 節水依頼の庁内放送 8/18 庁舎蛇口に節水札取り付け 8/27 夜間水道使用禁止ビラ作成、新聞折込
久留米市	新聞（折込広告）、ポスター掲示、チラシ・ビラの配布、広報誌への掲載、広報車での呼びかけ
八女市	節水ビラ配布
筑後市	チラシ、ビラの配布、広報車による節水呼びかけ
大川市	広報車（節水呼びかけ）、ビラ配布、のぼり旗、懸垂幕、横断幕 節水ステッカーの貼付、ポスター掲示、広報車へのマグネットステッカー貼付
三井水道企業団	広報車による広報、懸垂幕の設置、構成団体広報誌への掲載 ビラの配布、広報車へのマグネットステッカー貼付
筑紫野市	節水立看板設置、公用車へのステッカー貼付、チラシの配布
大野城市	広報誌への掲載・チラシ、広報車による広報活動、懸垂幕、横断幕、のぼり、広報車へのマグネットステッカー貼付、市内大型店舗での店内一斉放送
志免町	行政無線、広報車による節水呼び掛け、節水広報新聞折り込み 消防団による節水と火災予防の呼びかけ
須恵町	小学校、保育園、区長にチラシの配布を依頼 同報無線による放送
新宮町	横断幕、のぼり旗の設置、広報誌への掲載、自治会への回覧板 広報車等へのマグネットステッカー貼付
粕屋町	節水チラシの配布、広報車、のぼり旗の設置、街頭啓発



広報事例
(出典：大牟田市提供資料)

大牟田市民の皆さんへ
大牟田市渇水、干ばつ等総合対策本部
三井石炭鉱業（株）三池鉱業所

水道使用禁止のお知らせ

8月29日(月)から夜間には水道を使用しないで下さい

使用禁止時間
夜11時～翌朝5時まで

日に日に厳しさを増す水源の状況から判断し、水道の使用を禁じます。
これまで以上の節水効果を上げるため、上記の時間帯には水道は使用しないで下さい。

にこり水や管の破損を防ぐため、使用禁止時間帯にも保安用水は流れていますので、緊急時に備えてのため水を必要とありません。『断水』という最悪の事態を避けるためには、皆さん一人一人の節水が決め手です。

大変ご迷惑をおかけしますが、異常渇水という事態をご理解いただき、水道の自主制限にご協力をお願いします。

★市水についての問合せ
大牟田市水道局 53-4221（代表）
54-1694（直通）

★社水についての問合せ
三井石炭鉱業（株）三池鉱業所
水道課 57-2003（直通）

※裏面も必ずお読み下さい。

断水という最悪の事態を乗り切るために

渇水状況が長引く中、皆様の節水努力によりこれまで断水という事態はなんとか避けてくることができました。

しかし、中・長期の気象情報でもしばらくはまとまった雨は期待できず、主水源である飯訪川、菊池川、筑後川の状況は益々、悪くなる一方です。このままでは断水を行わなければならない危機的な状況にあります。この状況を乗り切るためには更なる節水が必要です。

そのために29日（月）から毎日夜11時～翌朝5時までの時間帯は、水道の使用制限を実施することにしました。

あなたの『節水』が頼りです

《歯みがき》で節水 水の泡を洗い流すだけで済みます。歯ブラシを水で洗わず、泡で洗ってください。	《洗たく》で節水 すすぎは「ためすすぎ」で、洗濯機を回すまで水をためず、すすぎを繰り返してください。
《トイレ》で節水 大・小のレバーを押し、水を流す前にタンクに水をためておいてください。	《お風呂》で節水 お風呂の湯を溜めておいて、シャワーで洗ってください。
《お風呂》で節水 お風呂の湯を溜めておいて、シャワーで洗ってください。	《お風呂》で節水 シャワーの湯を溜めておいて、シャワーで洗ってください。
《お風呂》で節水 お風呂の湯を溜めておいて、シャワーで洗ってください。	《お風呂》で節水 お風呂の湯を溜めておいて、シャワーで洗ってください。

広報事例
(出典：大牟田市提供資料)

『節水』のお願い

皆様のご協力により、かなりの節水効果があがっています。

福岡地区水道企業団からの浄水配分も、今月27日から50%カットされ、近日中にはさらに厳しい状況が予想されます。

なお一層の『節水』にご協力をお願いします。

※ バルブ調整による節水をお願いします。

アンクル止水栓を調整する。バルブを調整する。

※ 散水、洗車は絶対にしないで下さい。

※ 風呂や炊事、洗濯などの残り水は、有効に利用しましょう。

※ 火災の予防には、十分注意して下さい。

※ バルブ調整により、水圧が下がります。

このチラシは、目につく所に掲示してください。

平成6年7月 志免町役場水道課

『節水』のお願い

皆様のご協力により、かなりの節水効果があがっています。

福岡地区水道企業団からの浄水配分も、今月27日から50%カットされ、近日中にはさらに厳しい状況が予想されます。

なお一層の『節水』にご協力をお願いします。

※ バルブ調整による節水をお願いします。

アンクル止水栓を調整する。バルブを調整する。

※ 散水、洗車は絶対にしないで下さい。

※ 風呂や炊事、洗濯などの残り水は、有効に利用しましょう。

※ 火災の予防には、十分注意して下さい。

※ バルブ調整により、水圧が下がります。

このチラシは、目につく所に掲示してください。

平成6年7月 志免町役場水道課

広報事例
(出典：志免町提供資料)

3.1.2. 佐賀県

(ア) 渇水対応の経過及び給水制限（減圧給水を含む）の状況

事業体名	期間	内容
佐賀県	7/18	佐賀県渇水対策本部設置
	7/22	渇水対策本部 幹事会
	7/25	渇水対策本部 本部会 知事現地視察（川副町大詫間、鹿島市七浦（7/30））
	8/1	渇水対策本部 定例部長会（本部会）
	8/11	渇水対策本部 本部会
	8/12	筑後川アオ取水緊急放流について九州地方建設局長へ要望書提出
	8/15	筑後川の水道水確保について要望書提出
	8/18	筑後川渇水調整について要望書提出
	8/22	渇水対策本部 定例部長会（本部会）
	8/29	筑後川の渇水調整について要望書提出
	9/2	筑後川の渇水調整について要望書提出
	9/5	渇水対策本部 定例部長会（本部会）
	9/19	渇水対策本部 定例部長会（本部会）
	9/30	松原・下茎ダムの操作について要望書提出
	10/17	渇水対策本部 定例部長会（本部会）
	10/21	筑後川ノリ養殖用水確保について要望書提出
	10/24	筑後川ノリ加工用水確保について要望書提出
	11/7	渇水対策本部 定例部長会（本部会）
	11/21	渇水対策本部 定例部長会（本部会）
	11/25	平成7年度政府予算に対する要望書提出 （渇水対策、水資源開発、地盤沈下対策について）
	12/5	渇水対策本部 定例部長会（本部会）
	12/8	平成7年度政府予算に対する要望書提出 （渇水対策、水資源開発、地盤沈下対策について）
	12/16	渇水対策本部 定例部長会（本部会）
	H7/1/27	筑後川ノリ養殖用水緊急放流について要望書提出
	2/7	渇水対策本部 定例部長会（本部会）
	2/20	筑後川の渇水調整について要望書提出
	3/1	渇水対策本部 幹事会
	3/10	渇水対策本部 定例部長会（本部会）
	3/29	筑後川の渇水調整について要望書提出

	4/27	筑後川の渇水調整について要望書提出
	5/15	渇水対策本部 定例部長会（本部会）
	5/26	渇水対策本部 幹事会
	5/31	渇水対策本部 本部会 渇水対策本部解散

（イ）影響緩和のために実施した主な対策及び広報事例

事業体名	対応
佐賀県	・九州地合建設局長にアオ取水用緊急放流要請（４回実施） ・九州地合建設局長にノリ加工用水の緊急放流要請（２回実施） ・ラジオ、テレビ、新聞等で節水や断水に伴う水道管、湯沸器の事故防止対策を呼びかけ
佐賀東部水道企業団	・大口需要家、プール使用者に節水及び規制要請 ・広報紙、町村設置拡声器及び広報車により、夜間断水実施及び節水について協力依頼

4. 渇水を受けて実施したその後の対策の改善・見直し事項

都道府県	事業体名	内容
福岡県	福岡県	渇水対策の推進（ダム建設、利水安全度の向上等）、水資源開発の推進等
	福岡市	新たな水源の確保（海水淡水化施設からの受水）
	福岡県南広域水道企業団	久留米市と企業団を結ぶ緊急連絡管の整備 大山ダムの早期完成要望（新たな水源の確保）
	大牟田市	渇水対策マニュアルの策定
	久留米市	久留米市企業局 渇水対策本部等設置要綱の策定
	筑後市	予備水源の確保
	大川市	福岡県南広域水道企業団構成団体としての水源確保
	三井水道企業団	2つの配水系統の連結 新たな水源開発の検討
	大野城市	「危機管理対応マニュアル（渇水対策編）」を整備し、毎年度見直している。
	新宮町	新規用水供給事業からの受水（北九州市）
	粕屋町	新たな水源の確保
佐賀県	佐賀東部水道企業団	平成15年6月 渇水対策マニュアルの策定 平成19年11月 『筑後川水系情報交換会』の設置

5. 渇水対策を実施した際に困ったこと・苦労したこと

都道府県	事業体名	内容
福岡県	福岡県南広域水道企業団	・筑後川水系渇水調整連絡会では、利水者の意見が反映される場がなかった。1ヶ月ごとの短期調整のため、効率的かつ抜本的な対応が遅れた。
	大川市	・収益の減少 ・自己水源を持っていないため水源の確保に苦労した
	三井水道企業団	・配水系統が2つあり、部分的な断水を行わなくてはならないとの判断をされていた住民への対応の格差が生じることへの懸念があった。
	筑紫野市	・高所地区において、取水不良によって水が出ず空気でメーターが回ってしまった世帯への料金還付
	大野城市	・限られた職員数の中での夜間断水に対応するため、バルブ操作等の職員割当に苦慮し、職員の疲労蓄積が懸念された。 ・代替水源の確保に時間と労力を要した。
佐賀県	佐賀東部水道企業団	・断水時にも標高差によって水が使用できる場所があり、不平等となった。 ・通水した際、空気混入によりエアハンマーの発生が原因で、漏水が発生した。 ・エリアが広く231箇所の仕切弁開閉作業に多大な労力を要した。
	(県全体)	・単一水源に依存している地域（佐賀東部水道企業団等の給水区域）が特に被害・影響が顕著であった。 ・筑後川下流地域のアオ取水に特に支障をきたした（川副町大詫間地区等の農業用水確保に影響が出た） ・渇水の経験が少ないことから、県民への節水意識の盛り上げ、渇水時対応等が迅速にできなかった。

6. 参考文献・ウェブサイト等

- ・「日本の水資源―水に関する危機対策―（平成7年8月）」国土庁
- ・「筑後川水系河川整備基本方針」国土交通省
- ・福岡地区水道企業団HP
- ・「平成6～7年 渇水の記録」佐賀県
- ・「渇水対策記録」佐賀東部水道企業団